



## SMB C経営懇話会

TEL : フリーダイヤル 0120-7109-49  
FAX : (03)5211-6394  
URL : <http://www.smbc-consulting.co.jp>

# LLPとLLCの特徴と相違点(その1)

平田恵税理士事務所・税理士 平田 恵  
(メンターネットワーク会員)

来春の新会社法の施行を控え、いま日本の会社の形態が大きく変わろうとしています。今回は新たに創設されたLLPとLLCの特徴と相違点について2回にわたりご紹介します。

**Q** LLPやLLCといった新しい事業体制度が設けられたと聞きますが、これはどのようなものですか？

**A** 諸外国では、既にLLP(Limited Liability Partnership)やLLC(Limited Liability Company)といった事業体が制度化されており、人的資産や専門知識を活かした共同事業が活発に行われています。日本においても創業をより一層促進し、人的資産を活かした共同事業を振興するため、従来にはなかった新たな事業体の創設が待ち望まれていました。そこでこのたび創設されたのが日本版LLP(有限責任事業組合)と日本版LLC(合同会社)という新たな事業体制度です。

LLP法(有限責任事業組合契約に関する法律)は平成17年8月1日より施行され、既にLLPの設立が報告されています。またLLC(合同会社)については、平成17年6月に成立した新会社法の中の持分会社の一類型として制定され、来春より施行される予定です。

**Q** LLPやLLCの特徴は何ですか？

**A** LLPとLLCに共通した大きな特徴の1つに「内部自治原則」が挙げられます。株式会社では株主総会や取締役会などの機関の設置が義務づけられており、会社組織の運営を行っていく上で様々なルールが決められています。これは株式会社が、株主から資金の提供をしてもらい、経営者が経営するという「所有と経営の分離」を前提としているため、適切な運営を行っていくためには法を遵守した組織や規則を設けることが必要とされているからです。それに対し、LLPやLLCでは、出資者が自ら経営を行い内部組織や運営上のルールなどを柔軟に決められることができるという「内部自治原則」が認められています。例えば、株式会社では出資比率に応じて利益の配分や議決権割合が決められますが、LLP・LLCでは出資額の多寡にかかわらず、事業への貢献度に応じて損益を配分するというようなことも自由に決めることができます。

(次頁に続く)

次に、大きな特徴として「有限責任制」が挙げられます。「有限責任制」とは、出資者が会社の債務に対して出資額の範囲内でしか責任を負わないということです。つまり、会社の経営が悪化して外部の債権者に対する債務の返済が困難になった場合、無限責任であれば出資者は出資額を超えて責任を負い返済する義務がありますが、有限責任であれば出資額以上の責任を負わないということになります。そのため、ハイリスク・ハイリターンな事業に対しても有限責任制であれば出資者は資金を出しやすくなります。既存の組織では、株式会社・有限会社は有限責任制をとり、合名会社・合資会社・民法上の組合は無限責任制を取ります。

上記の2点をまとめると、これまでの事業体制度では株式会社などの有限責任制ではあるけれども内部組織運営に厳格な法規制がある組織形態と、合名会社・合資会社や民法上の組合など内部組織運営は柔軟にできるけれども無限責任制を取る組織形態しかなかったのですが、内部組織運営の自由度が高く、しかも有限責任制であるという新たな第3の組織形態としてLLPやLLCが創設されたということになります。

Q

LLPとLLCはどういう点が違うのですか？

A

上記でご紹介したようにLLPもLLCも「有限責任制」と「内部自治原則」という点では共通しています。一番大きな違いは法人であるか否かという点です。LLPは「有限責任事業組合」という名称の民法上の組合の特例として設けられたものであり、法人格を有しません。これに対しLLCは「合同会社」という新会社法の中で規定された持分会社(合名会社・合資会社も持分会社です)の一類型であり、法人格を有するという点です。

LLPは法人格を有しないため、外部と契約を結ぶ時はLLP本体ではなく組合員の肩書き付き名前で契約し、その効果がLLPの出資者の全員に及ぶこととなります。許認可事業を行う時は組合員が単独の事業主と同様の手続きで許認可申請をすることとなります。またLLPは必ず2人以上の組合員で構成され業務執行には組合員全員が参加することとなります。株式投資のようにLLPに出資だけ行い配当を得るということは禁止されています。

これに対し、LLCは法人格を持つので契約を結ぶときや、許認可事業を申請するときなどは法人として手続きを行います。また1人でも設立・存続することができ、業務執行においても必ずしも全社員で行う必要はありません。

また注目すべき点として、LLPには「パススルー課税」という課税方法がとられることとなります。「パススルー課税」とは、事業体そのものには法人税が課税されず、各構成員に分配された損益を基に各構成員に対し直接課税される方法のことです。LLCの場合、現在、新会社法施行前でまだ詳細は明らかになっていませんが、LLC本体に法人税が課される予定です。また、LLCは将来、株式会社に組織変更することができますが、LLPは株式会社に組織変更することができません。

#### 各事業体制度の比較

	株式会社	LLC (合同会社)	LLP (有限責任事業組合)	民法上の組合
出資者責任	有限責任	有限責任	有限責任	無限責任
内部自治原則	1株1票原則で、取締役などの機関の設置が強制	損益や権限の配分、内部組織は自由	損益や権限の配分、内部組織は自由	損益や権限の配分、内部組織は自由
課税方式	法人課税	法人課税(予定)	構成員課税	構成員課税